

定 款

ユタカフーズ株式会社

目 次

第1章	総 則	(第1条～第5条)
第2章	株 式	(第6条～第12条)
第3章	株 主 総 会	(第13条～第17条)
第4章	取締役および取締役会	(第18条～第24条)
第5章	監査役および監査役会	(第25条～第31条)
第6章	計 算	(第32条～第35条)

ユタカフーズ株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ユタカフーズ株式会社と称する。

英文では、YUTAKA FOODS CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 醤油、溜、味噌、麴、ソースおよびその他の調味食品の製造ならびに販売
2. 清涼飲料、冷凍食品、水産物、乾燥食品、菓子およびその他の加工食品の製造ならびに販売
3. 即席麺類およびだしの素の製造ならびに販売の受託
4. 即席ワンタン、生麺類、調味食品およびその他の加工食品の製造ならびに販売の受託
5. 包装用紙器の製造ならびに販売
6. 不動産の賃貸
7. 冷蔵倉庫、倉庫業ならびに運輸業
8. 食堂の経営ならびに日用雑貨品の販売
9. たばこならびに飲食物の販売
10. 前各号に附帯または関連する事業ならびに投資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県知多郡武豊町に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、35,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 定款に定めのある場合のほか、必要がある時は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

- 2 臨時株主総会は、必要の際随時これを招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

- 2 取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。
- 3 代表取締役は、当会社を代表し会社の業務を執行する。

(取締役会の招集および議長)

第22条 取締役会の招集および議長は取締役社長がこれにあたる。

- 2 取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

- 2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。

(取締役との責任限定契約)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第25条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任 期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役との責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第34条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。

(2022年6月22日改正)

(附則)

1. 変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、従前の例による。
3. 本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。